

2 - 1 3 - 1

広島市受援計画  
(案)

平成31年3月  
広島市

# 目次

<b>第1章 総論</b> . . . . .	1
<b>第2章 人的受援</b>	
第1節 国・都道府県・市町村等からの人的受援 . . . . .	3
第2節 民間企業等からの人的受援 . . . . .	19
第3節 災害ボランティア等の人的受援 . . . . .	22
第4節 都道府県・市町村等からの人的派遣 . . . . .	25
<b>第3章 物的受援</b>	
第1節 災害時の救援物資の取得 . . . . .	26
第2節 物的受援 . . . . .	28
<b>第4章 本市の受援調整システム</b>	
第1節 市災害対策本部事務局受援班による受援調整 . . . . .	33
第2節 市災害対策本部事務局受援班以外による受援調整 . . . . .	35
<b>第5章 人的応援団体・応援者への後方（ロジ）支援</b> . . . . .	37
別紙 . . . . .	38

## 第1章 総論

### 1 本計画の趣旨と位置付け

#### (1) 本計画の趣旨

市町村は、大規模な災害が発生した場合、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、災害応急対策や被災者支援等の業務を行う必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災などの過去の災害では、応援にかかる政府や都道府県の調整システム等の未整備や被災都道府県や被災市町村の受援体制の未整備等の課題により、外部からの応援を十分に活用できない事態も発生した。

このような教訓を踏まえ、国では、受援・応援を円滑に行うため、平成24年6月以降、災害対策基本法及び防災基本計画を逐次、改正するとともに、被災都道府県・被災市町村の受援体制整備を促すため、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定した。

このため、受援に必要な本市の体制を整備するため、「広島市受援計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

#### (2) 本計画の位置付け

本計画は、「広島市地域防災計画」（基本・風水害対策編第3章災害応急対策第6節食品・生活必需品の給与等、第26節応援要請及び協力要請、第27節災害ボランティアの受入）、（震災対策編第3章震災応急対策第6節食品・生活必需品の給与等、第26節応援要請及び協力要請、第27節災害ボランティアの受入）に記述している受援に関する方針的事項の下位計画として位置付ける。このため、本計画は「広島市地域防災計画」の別冊として作成し、「広島市地域防災計画」資料編に編綴する。

### 2 国・広島県の状況

#### (1) 国の状況

##### ア 災害対策基本法及び防災基本計画の改正

国では、東日本大震災で課題となった事項を改善し、受援・応援を円滑に行うため、平成24年6月以降、災害対策基本法及び防災基本計画を逐次、改正している。

この中で、被災都道府県知事や被災市町村長が応援要請できる業務の範囲を災害応急対策のうちの応急措置に係るものから災害応急対策全般に拡大するとともに、応援の内容を人的応援のみから人的応援・物的応援の両方に拡大し、総理大臣の都道府県知事に対する応援調整権や都道府県知事の市町村長への応援調整権を規定した。

また、都道府県地域防災計画・市町村地域防災計画は受援・応援を配慮して作成することを義務付けた。

#### 1-2-1 「災害対策基本法改正の経緯」

### イ 地方公共団体の災害時受援体制に関するガイドラインの策定

熊本地震で被災都道府県・被災市町村の受援体制整備が十分でなかったことが判明したため、国（内閣府（防災））は、「地方公共団体の受援体制に関する検討会」による検討を平成28年10月に開始し、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を平成29年3月に策定・通知した。

### ウ 被災市区町村応援職員確保システム要綱の策定

熊本地震における受援・応援に関する成果を反映するとともに課題を改善するため、国（総務省）は、「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」による検討作業を平成29年6月に開始し、人的応援に係る政府や都道府県の調整システムを強化するとともに、被災市町村の災害マネジメント能力を強化するため、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」を平成30年3月に策定・通知した。

### エ 防災における行政とNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブックの策定

災害ボランティア活動に関する課題を改善するため、国（内閣府（防災））は「防災ボランティア活動の環境整備に関する検討会」による検討作業を平成29年8月に開始、行政と災害ボランティア・中間支援組織との連携強化のため、「防災における行政とNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」を平成30年3月に策定・公表した。

## (2) 広島県の状況

広島県においては、「広島県地域防災計画」に受援に関する方針的事項を規定するとともに、「広島県地域防災計画」の下位計画として、平成29年2月に「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル」、平成29年4月に「広島県緊急消防援助隊受援計画」を整備している。

広島県では、現在のところ、「広島県地域防災計画」の下位計画として、別冊の「広島県受援計画」を作成する計画はない。

## 第2章 人的受援

### 第1節 国・都道府県・市町村等からの人的受援

#### 1 県内消防本部等応援隊からの受援

##### (1) 根拠

- ・消防組織法第39条
- ・広島県内広域消防相互応援協定（広島県、広島県内市町、消防組合）

##### (2) 概要

本市の消防力を考慮して消防の応援等が必要であると判断した場合に応援を要請する。消防局長（消防局警防本部）が、県内の他の消防本部の消防長及び消防組合管理者に対して要請する。

要請を受けた他の消防本部の消防長及び消防組合管理者は、特別の理由がない限り応援隊を編成し、応援隊を本市の指定する集結場所に出動させる。

県内消防本部等応援隊（消防隊、救助隊、救急隊その他の隊）の編成は、本市の要請に基づき行う。

##### (3) 要請に当たり明らかにする事項

- ・災害の種別
- ・災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ・必要とする車両、資器材等の種別及び数量並びに人員
- ・必要とする消防隊、救助隊、救急隊その他の隊であって災害応援に必要な隊の到着希望日時及び集結場所
- ・その他必要な事項

##### (4) 活動内容

県内消防本部等応援隊は消防局長の指揮下で活動する。

派遣された県内消防本部等応援隊は、主として人命救助を行う。

県内消防本部等応援隊は、自らの輸送手段により被災地に進出し、速やかに活動を開始する。

#### 2 県内応援消防団からの受援

##### (1) 根拠

- ・消防組織法第18条、第39条
- ・広島県内広域消防相互応援協定（広島県、広島県内市町、消防組合）

##### (2) 概要

本市の消防力を考慮して消防団の応援等が必要であると判断した場合に応援を要請する。消防局長（消防局警防本部）が、県内の他の市町の長に対して要請する。

県内応援消防団の編成は、本市の要請に基づき行う。

**(3) 要請に当たり明らかにする事項**

- ・災害の種別
- ・災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ・必要とする車両、資器材等の種別及び数量並びに人員
- ・到着希望日時及び集結場所
- ・その他必要な事項

**(4) 活動内容**

県内応援消防団は消防局長の所轄の下で活動する。

派遣された県内消防団応援隊は、主として人命救助を行う。

県内応援消防団は、自らの輸送手段により被災地に進出し、速やかに活動を開始する。

**3 緊急消防援助隊からの受援****(1) 根拠**

- ・消防組織法第44条
- ・消防庁防災業務計画
- ・緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（消防庁通知）
- ・緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（消防庁通知）
- ・緊急消防援助隊の運用に関する要綱（消防庁通知）
- ・広島市緊急消防援助隊受援計画（広島市消防局計画）

**(2) 概要**

本市の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合に派遣の要請を要求する。

市長（消防局警防本部）が、広島県知事（県災害対策本部事務局（消防保安課））に対して要請を要求する。被害が発生し、自衛隊災害派遣・緊急消防援助隊派遣が予測される場合には、市災害対策本部事務局に県災害対策本部連絡員（県西部総務事務所の要員）が派遣されることとなっており、その場合には、この連絡員を通じて要請の要求を行う。

広島県知事（県災害対策本部事務局）は、消防庁長官（消防庁災害対策本部（未設置時は消防庁広域応援室））に対して派遣を要請する。

また、緊急を要する場合には、市長から直接、消防庁長官に連絡する。

**(3) 要請の要求に当たり明らかにする事項**

- ・災害の種別
- ・災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ・必要とする緊急消防援助隊の編成（指揮支援隊、統合機動部隊指揮隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、航空小隊、水上小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等の隊数・資機材等）
- ・その他必要な事項

**(4) 活動内容**

広島市内で活動する緊急消防援助隊（指揮支援部隊を除く。）は消防局長の指揮下で活動する。広島市内で活動する緊急消防援助隊（指揮支援部隊を除く。）に対する消防局長の指揮は、緊急消防援助隊指揮支援隊を通じて行う。

緊急消防援助隊の出動に伴い、県災害対策本部事務局（広島県消防応援活動調整本部）に指揮支援部隊長等が派遣される。また、消防局（指揮本部等）には指揮支援隊長等が派遣される。

派遣された緊急消防援助隊は、主として人命救助を行う。

緊急消防援助隊は、自らの輸送手段により被災地に進出し、速やかに活動を開始する。撤収は広島県知事からの撤収要請により行う。

**2-1-3 応援等要請のための連絡事項****4 広島県警機動隊からの受援****(1) 根拠**

- ・ 警察法第2条
- ・ 広島県警機動隊運用訓令（広島県警訓令）

**(2) 概要**

被災地を管轄する消防署長が被災地を管轄する警察署長に広島県警機動隊の要請を依頼する。

被災地を管轄する警察署長が、広島県警察本部長に要請する。

**(3) 活動内容**

広島県警機動隊は、被災地を管轄する警察署長（大規模災害で広島県警災害警備本部が設置されている場合には広島県警災害警備本部長）の指揮下で活動する。

広島県警機動隊と消防局との指揮関係は協同とする。

派遣された広島県警機動隊は、主として人命救助を行う。

広島県警機動隊は、自らの輸送手段により被災地に進出、速やかに活動を開始する。

**5 警察災害派遣隊からの受援****(1) 根拠**

- ・ 警察法第2条
- ・ 警察災害派遣隊設置要綱（警察庁訓令）
- ・ 警察庁防災業務計画

**(2) 概要**

市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）が、広島県警本部長（災害警備本部）に警察災害派遣隊の要請を依頼する。

広島県警察本部長が、警察庁長官に要請する。

**(3) 活動内容**

警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣される即応部隊と大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊で構成される。

即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊）、広域緊急援助隊（交通部隊）、広域緊急援助隊（刑事部隊）、広域警察航空隊、機動警察通信隊、緊急災害警備隊で構成され、一般部隊は、特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊、情報通信支援部隊、支援対策部隊で構成される。

警察災害派遣隊（機動警察通信隊、情報通信支援部隊を除く。）は、広島県警本部長（災害警備本部）の指揮下で活動する。機動警察通信隊、情報通信部隊と広島県警との指揮関係は協同の関係とする。

警察災害派遣隊と消防局等との指揮関係は協同とする。

派遣された警察災害派遣隊のうち即応部隊は、主として人命救助を行う。

警察災害派遣のうち即応部隊は、自らの輸送手段により被災地に進出、速やかに活動を開始する（同一要員の活動継続は約1週間）。

**6 自衛隊災害派遣部隊からの受援****(1) 根拠**

- ・ 自衛隊法第83条及び災害対策基本法第68条の2
- ・ 自衛隊災害派遣訓令（防衛省訓令）

**(2) 概要**

本市の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合などに要請を要求する。

市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）が、広島県知事（県災害対策本部事務局（危機管理課））に対し要請を要求する。被害が発生し、自衛隊災害派遣・緊急消防援助隊派遣が予測される場合には、市災害対策本部事務局に県災害対策本部連絡員（県西部総務事務所の要員）が派遣されることとなっており、その場合には、この連絡員を通じて要請を要求する。

広島県知事（県災害対策本部事務局）は、陸上自衛隊第13旅団長（旅団司令部第3部防衛班（夜間・休日は司令部当直幕僚））に対し要請する。

また、緊急を要する場合には、市長から直接、陸上自衛隊第13旅団長に通知する。

**(3) 要請の要求に当たり明らかにする事項**

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

**(4) 活動内容**

陸上自衛隊第13旅団長は、災害派遣3要件（緊急性・公共性・非代替性）を満たしてい

ることを確認した上で、災害派遣部隊を出動させる。

自衛隊災害派遣部隊全体の規模及び編成は、県知事が要請した災害派遣部隊の活動内容を基準として第13旅団長が決定する。

自衛隊災害派遣部隊と消防局等との指揮関係は協同とする。

自衛隊災害派遣部隊の出動に伴い、県災害対策本部事務局に災害派遣部隊連絡員（第13旅団司令部の要員）が派遣される。また、市災害対策本部事務局に災害派遣部隊連絡員（第46普通科連隊の要員）が派遣される場合がある。

派遣された自衛隊災害派遣部隊は、主として人命救助を行うが、その他に県知事からの要請に基づき、孤立者救助、医療、物資輸送等、要配慮者輸送等、救援物資補給輸送拠点の運営、入浴所の運営、応急給水、給食の調理、危険物（瓦礫を含む土砂、流出重油等）の除去・運搬、道路啓開（土砂撤去・除雪・架橋）、消毒薬・殺虫剤散布、水防活動（土嚢作成・土嚢積上）、空中消火等を行う。

自衛隊災害派遣部隊は、それぞれ自らの輸送手段により被災地に進出し、速やかに活動を開始する。撤収は知事からの撤収要請により行う。

### 2-1-6 自衛隊災害派遣要請要求書

## 7 TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）からの受援

### (1) 根拠

- ・災害対策基本法第74条の3
- ・緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令（国土交通省訓令）
- ・国土交通省防災業務計画

### (2) 概要

消防局による人命救助及び下水道局等による応急復旧、復旧等の業務実施にあたり土木等専門技術的支援が必要な場合に要請を要求する。

市長（下水道局・消防局）が、中国地方整備局長（中国地方整備局災害対策本部）に対して要請を要求する。市災害対策本部設置後は、市災害対策本部事務局に中国地方整備局災害対策本部連絡員が派遣されることとなっており、その場合には、この連絡員を通じて要請を要求する。

中国地方整備局長（中国地方整備局災害対策本部）は、国土交通大臣（TEC-FORCE事務局）に対し要請する。

### (3) 要請の要求に当たり明らかにする事項

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

### (4) 活動内容

国土交通大臣は、中国地方整備局長に所要の規模・機能の緊急TEC-FORCEを編成

させ（状況により他の地方整備局の要員・装備を含む）、これを出動させる。

TEC-FORCEと消防局、下水道局等との指揮関係は協同とする。

TEC-FORCEは、自らの輸送手段により被災地に進出し、速やかに活動を開始する。

## 8 DMA T (災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team))からの受援

### (1) 根拠

- ・災害対策基本法第74条の3
- ・厚生労働省防災業務計画
- ・日本DMA T活動要領（厚生労働省通知）

### (2) 概要

本市の市域内の救急外傷医療提供能力が、救急外傷医療需要の増大や医療機関の被災による業務継続の困難化等により、相対的に不足している場合に要請を要求する。

市長（健康福祉局）が、広島県知事（県災害対策本部保健医療調整本部（広島DMA T調整本部））に対して要請を要求する。

広島県知事（県災害対策本部県保健医療調整本部（広島DMA T調整本部））は、厚生労働大臣（厚生労働省DMA T事務局（国立病院機構災害医療センター））に対して要請する。

### (3) 活動内容

DMA Tは、県災害対策本部（保健医療調整本部）の指揮下で活動する。

DMA Tと健康福祉局保健部、消防局等及び市域内医療機関との指揮関係は協同とする。

派遣された各DMA T（医師×1、看護師×2、業務調整員×1基準）は、災害拠点病院等支援、現場医療活動、広域医療搬送、航空搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット（SCU））運営等を行う。

DMA Tは、自衛隊等の輸送手段により被災地に進出し、速やかに活動を開始し、48時間（状況により72時間）活動を継続し、通常は、約100時間以内に撤収する。

DMA Tの要員は、研修を受け、DMA Tに登録された国立病院機構職員、都道府県職員、都道府県立病院機構等職員、市町村職員、市民病院機構等職員、日本赤十字病院職員、その他の医療機関職員等で構成される。

## 9 日本赤十字社救護班からの受援

### (1) 根拠

- ・災害救助法第31条の2、32条
- ・日本赤十字社法第27条
- ・災害救助協定（厚生労働省、日本赤十字社）
- ・日本赤十字社防災業務計画（指定公共機関防災業務計画）

### (2) 概要

本市の市域内の医療提供能力が、医療需要の増大や医療機関の被災による業務継続の困難化等により、相対的に不足している場合に要請を要求する。

市長（健康福祉局）が、広島県知事（県災害対策本部保健医療調整本部）に対して要請を要求する。

広島県知事（県災害対策本部保健医療調整本部）は、日本赤十字社広島県支部に対して要請する（他の日本赤十字社都道府県支部への所要の応援要請は日本赤十字社広島県支部が実施）。

### (3) 活動内容

日本赤十字社救護班は、県災害対策本部（保健医療調整本部）の指揮下で活動する。

日本赤十字社救護班と健康福祉局保健部、消防局等及び市域内医療機関との指揮関係は協同とする。

派遣された各日本赤十字社救護班（医師×1、看護師×3、業務調整員×2基準）は、現場活動、状況により災害拠点病院支援等を行う。

日本赤十字社救護班は、自らの移動手段により被災地に進出し、活動を開始し、1～2週間活動を継続する。

日本赤十字社救護班の要員は、研修を受け、登録された日本赤十字病院職員等で構成される。

## 10 DPAT（災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team））からの受援

### (1) 根拠

- ・災害対策基本法第74条の3
- ・厚生労働省防災業務計画
- ・災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領（厚生労働省通知）

### (2) 概要

本市の市域内の精神保健医療提供能力が、災害ストレス等による精神保健医療の需要拡大や精神科医療機関被災による業務継続困難により相対的に不足し、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動が必要な場合に要請を要求する。

市長（健康福祉局）が、広島県知事（県災害対策本部保健医療調整本部（広島DPAT調整本部））に対して要請を要求する。

広島県知事（県災害対策本部保健医療調整本部（広島DPAT調整本部））は、厚生労働大臣（厚生労働省DPAT事務局）に対して要請する。

### (3) 活動内容

DPATは、県災害対策本部（保健医療調整本部）の指揮下で活動する。

DPATと健康福祉局等及び市域内医療機関との指揮関係は協同とする。

派遣された各DPAT（各チームは精神科医師×1、看護師×2、業務調整員×1基準）は、現場活動（精神科医療・精神保健活動）、精神科医療機関被災に伴う転院等支援、地域の医療従事者、自治体職員等への助言・ストレス解除等を行う。

DPATは、被災地に進出、活動を開始し、数週間～数ヶ月活動を継続する（同一要員の活動継続は約1週間）。

D P A Tの要員は、研修を受け、D P A Tに登録された国立病院機構職員、都道府県職員、都道府県立病院機構等職員、政令指定都市職員、政令指定都市の市民病院機構等職員等で構成される。

## 11 保健師支援チームからの受援

### (1) 根拠

- ・災害対策基本法第74条の3
- ・厚生労働省防災業務計画

### (2) 概要

被災者の健康管理（保健指導及び栄養指導）のため、指定避難所又は被災者家庭への本市の保健師派遣能力が、保健師派遣需要に比較して不足している場合に要請を要求する。

市長（健康福祉局）が、広島県知事（県災害対策本部保健医療調整本部）に対して要請を要求する。

広島県知事（県災害対策本部保健医療調整本部）は、厚生労働大臣（厚生労働省健康局）に対して要請する。

### (3) 活動内容

保健師支援チームは、県災害対策本部（保健医療調整本部）の指揮下で活動する。

保健師支援チームと健康福祉局保健部との指揮関係は協同とする。

都道府県、政令指定都市の保健師等職員2～3名で構成され、被災地の指定避難所又は被災家庭を訪問する等、被災者の健康管理に関する活動を、数週間～数か月継続する（同一要員の活動は約1週間）。

## 12 日本水道協会応援隊からの受援

### (1) 根拠

- ・厚生労働省防災業務計画
- ・地震等緊急時対応の手引き（日本水道協会マニュアル）
- ・公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
- ・日本水道協会広島県支部水道災害相互応援対策要綱

### (2) 概要

本市水道局の応急給水能力及び応急復旧能力が、水道施設被害に対応するために必要な応急給水需要及び応急復旧需要に比較して不足している場合に要請する。

広島市水道事業管理者が、日本水道協会広島県支部に対して要請する。広島県支部からの応援で不足する場合には、日本水道協会中国四国地方支部に対して要請する。さらに、中国四国地方支部の応援で不足する場合には、日本水道協会本部に対して要請する。

### (3) 要請に当たり明らかにする事項

- ・災害の状況
- ・必要とする資機材・物資等の品目・数量
- ・必要とする職員の職種別人員数

- ・ 応援の場所及び応援場所への経路
- ・ 応援の期間
- ・ その他必要な事項

#### (4) 活動内容

日本水道協会応援隊には、先遣調査隊、応急給水隊、応急復旧隊（総括班、通水漏水調査班、修理班）等の区分がある。

本市の市域で活動する日本水道協会応援隊は、水道事業管理者の指揮を受ける。

派遣された日本水道協会応援隊は、応急給水及び応急復旧等を行う。

日本水道協会応援隊は、自らの移動手段で被災地に進出し、活動を開始、数週間活動を継続する（同一要員の活動継続は約1週間）。

日本水道協会応援隊の要員は、水道事業体職員等で構成される。

### 13 全国都市清掃会議応援隊からの受援

#### (1) 根拠

- ・ 災害対策基本法第74条の3
- ・ 環境省防災業務計画
- ・ 災害廃棄物対策指針（環境省通知）
- ・ 広域的な廃棄物の処理（全国都市清掃会議マニュアル）

#### (2) 概要

本市環境局の廃棄物収集運搬能力及び環境局が手配可能な廃棄物収集事業者の廃棄物収集運搬能力が、災害廃棄物の収集運搬需要に比較して不足している場合に要請する。

市長（環境局長）が、県災害対策本部、環境省中国四国地方環境事務所長、環境大臣（D. Waste-Net 事務局）を通じ、全国都市清掃会議本部に対して要請する。県災害対策本部又は市災害対策本部に既に D. Waste-Net 連絡員が派遣されている場合には、この連絡員を通じて要請する。

#### (3) 活動内容

本市の市域で活動する全国都市清掃会議応援隊は、環境局長の指揮下で活動する。

派遣された全国都市清掃会議応援隊は、災害廃棄物の収集等を行う。

全国都市清掃会議応援隊は、自らの移動手段で被災地に進出し、活動を開始、数週間～数か月活動を継続する（同一要員の活動継続は約1週間）。

全国都市清掃会議応援隊の要員は、市町村職員等で構成される。

### 14 DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム(Disaster Health Emergency Assistance Team))からの受援

#### (1) 根拠

- ・ 災害対策基本法第74条の3
- ・ 厚生労働省防災業務計画
- ・ DHEAT活動要領（厚生労働省通知）

**(2) 概要**

本市の健康福祉局保健部の運営要員が不足する場合に要請を要求する。

市長（健康福祉局）が、広島県知事（県災害対策本部保健医療調整本部）に対して要請を要求する。

広島県知事（県災害対策本部保健医療調整本部）は、厚生労働大臣（厚生労働省DHEAT事務局（国立保健医療科学院））に対して要請する。

**(3) 活動内容**

DHEATは、県災害対策本部（保健医療調整本部）の指揮下で活動する。

本市の健康福祉局保健部で活動するDHEATと健康福祉局保健部等との指揮関係は協同とする。

派遣された複数のDHEAT（各チームは公衆衛生医師、保健師、その他の専門職、業務調整員を含む5名程度）は、都道府県保健医療調整本部、都道府県や保健所設置市の保健所本部等（本市では健康福祉局）において、災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。

DHEATは、被災地に進出し、活動を開始、数週間～数か月活動を継続する（同一要員の活動継続は約1週間）。

DHEATの要員は、研修を受け、DHEATに登録された都道府県職員、政令指定都市職員、状況により中核市職員・特別区職員等で構成される。

**15 D.Waste—Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）専門家からの受援****(1) 根拠**

- ・災害対策基本法第74条の3
- ・環境省防災業務計画
- ・災害廃棄物対策指針（環境省通知）

**(2) 概要**

本市の環境局の運営にあたり、専門技術的知見に基づく人的支援が必要な場合に要請を要求する。

市長（環境局長）が、県災害対策本部、環境省中国四国地方環境事務所長を通じ、環境大臣（D.Waste—Net事務局）に対して要請する。県災害対策本部又は市災害対策本部にD.Waste—Net連絡員が既に派遣されている場合には、この連絡員を通じて要請を行う。

**(3) 活動内容**

本市の環境局災害対策本部で活動するD.Waste—Net専門家と環境局等との指揮関係は協同とする。

派遣されたD.Waste—Net専門家は、災害廃棄物処理実行計画作成に必要な専門技術的知見に基づく助言（災害廃棄物発生量推計、災害廃棄物収集運搬要領、1次仮置場設置要領、2次破碎分別場設置要領、既存の被災で破損した廃棄物処理施設の修理要領、隣接市町村との広域処理や業者委託による域外処理の検討など）を行う。

D. Waste-Net 専門家は、被災地に進出し、活動を開始、数週間活動を継続する（同一要員の活動継続は約1週間）。

D. Waste-Net 専門家は、D. Waste-Net に登録された廃棄物関係研究機関、廃棄物関係団体、廃棄物関係事業者等の職員・従業員で構成される。

## 16 被災市区町村応援職員確保システムに基づく他の地方自治体からの受援

### (1) 根拠

- ・災害対策基本法第67条、68条、72条、72条の2、74条
- ・被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱（総務省通知）
- ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（全国知事会協定）
- ・広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画（政令指定都市市長会通知）

### (2) 概要

本市の災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の市職員が被災し出勤できない等の理由で、本市の職員のみでは不足する場合は市長（市災害対策本部統制・検討班）の指示により他自治体からの受援を受ける。

人的受援を受けることを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置する。市長（市災害対策本部事務局受援班）は、広島県知事（県災害対策本部事務局（危機管理課））及び被災市区町村応援職員確保現地調整会議（未設置時には経由しない）を通じ、被災市区町村応援職員確保調整本部に対して要請する。

被災市区町村応援職員確保調整本部は、総務省に設置され、総務省公務員部、全国知事会事務局、政令指定都市市長会事務局職員等により構成される。被災市区町村応援職員確保現地調整会議は、広島県庁に設置され、総務省公務員部、広島県（危機管理課）、全国知事会中国四国ブロック幹事県、政令指定都市市長会中国四国ブロック幹事市職員等により構成される。

被災市区町村応援職員確保現地調整会議は、中国四国ブロック内の県、政令指定都市の中から被災市区町村の対口支援団体を選定し、被災市区町村応援職員確保調整本部に選定結果を報告する（第1段階支援）。

中国四国ブロック内の県、政令指定都市のみでは、対口支援団体を選定できない場合には、被災市区町村応援職員確保調整本部が、中国四国ブロック外の全国の都道府県及び政令指定都市の中から対口支援団体を決定する（第2段階支援）。

### (3) 活動内容

対口支援団体応援職員は、市長（市災害対策本部事務局）の指揮下で活動する。

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

派遣された災害マネジメント総括支援員は、市長（市災害対策本部本部員会議、市災害対策本部事務局）に助言を行うとともに広島県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本市の災害マネジメントを総括的に支援する。

その他の応援職員は、本市の災害応急対策業務（罹災証明書交付業務（住家被害認定調

査（1次・2次）、交付申請書受理・罹災証明書交付）、被災者支援各種給付業務（被災者生活支援金・災害見舞金・災害弔慰金・義援金等給付申請受理・振込）、市税減免還付業務（市民税・固定資産税等減免還付申請受理・納付票等再交付）及びその他の業務）を行う。

本市では、指定避難所（生活避難場所）の運営は、各指定避難所（生活避難場所）運営協議会（避難者代表者（学区自主防災会連合会長）、設置者（区）代表者（区職員）、施設管理者（学校等）代表者により構成）のもと、学区自主防災会連合会長を運営本部長とし、自主防災会役員、避難者により自主運営（状況により、災害等ボランティア団体等の支援を受ける。）を行うことを基本としているため、原則として、避難所運営業務については対口支援団体応援職員の応援を受けない。

対口支援団体応援職員は、対口支援団体が都道府県の場合には、都道府県職員及び都道府県内の市町村職員で、対口支援団体が政令指定都市の場合には、政令指定都市職員で構成される。

### 2-1-16 被災市区町村への応援職員派遣協力依頼書

## 17 災害時相互応援協定書に基づく広島県・広島県内市町からの受援

### (1) 対象自治体の範囲

広島県及び広島県内市町

### (2) 根拠

- ・災害対策基本法第67条、68条、72条
- ・災害時相互応援協定（広島県・広島県内市町）

### (3) 概要

本市の災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の市職員が被災し業務に当たることができない等の理由で、本市の医療職、技術職、技能職等職員のみでは不足する場合に応援を要請する。

市長（市災害対策本部事務局受援班）が、広島県知事（県災害対策本部事務局（危機管理課））に対して要請する。

### (4) 要請に当たり明らかにする事項

- ・被害の状況
- ・必要とする応援職員の医療職、技術職、技能職等の職種別人員数
- ・応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
- ・必要とする応援職員の応援期間等
- ・その他必要な事項

### (5) 活動内容

応援職員は、市長（市災害対策本部事務局）の指揮下で活動する。

応援職員（医療職、技術職、技能職等職員）は、それぞれの職種に係る災害応急対策（医療・救援・応急復旧等）業務を行う。

応援職員は、県職員及び県内市町職員で構成される。

## 18 中国四国地区都市防災連絡協議会災害相互応援協定に基づく自治体からの受援

### (1) 対象自治体の範囲

中国・四国の県庁所在地市

### (2) 根拠

- ・災害対策基本法第67条
- ・中国四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
- ・中国四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定実施細目

### (3) 概要

本市の災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の市職員が被災し業務に当たることができない等の理由で、本市の職員のみでは不足する場合に応援を要請する。

市長（市災害対策本部事務局受援班）が、中国四国地区都市防災連絡協議会幹事都市（連絡担当部局）を通じて、中国四国の県庁所在地市長（本市を除く）に対して要請する。

### (4) 要請に当たり明らかにする事項

- ・災害の状況
- ・必要とする応援職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別人員数
- ・応援場所及び応援場所への経路
- ・必要とする応援職員の応援期間等
- ・その他必要な事項

### (5) 活動内容

応援職員は、市長（市災害対策本部事務局）の指揮下で活動する。

応援職員は、災害応急対策（救援・応急復旧等）業務を行う。

## 19 21大都市災害時相互応援協定に基づく自治体からの受援

### (1) 対象自治体の範囲

東京都及び政令指定都市

### (2) 根拠

- ・災害対策基本法第67条
- ・21大都市災害時相互応援に関する協定
- ・21大都市災害時相互応援に関する協定実施細目
- ・21大都市民生主管部局大規模災害時相互応援に関する覚書
- ・21大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書
- ・19大都市水道局災害相互応援に関する覚書（千葉市、相模原市を除く）
- ・下水道災害時における大都市間の連絡連携体制ルール

### (3) 概要

本市の災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の市職員が被災し業

務に当たることができない等の理由で、本市の医療系職、技術系職、技能系職等職員のみでは不足する場合は応援を要請する。

市長（健康福祉局、水道局、下水道局）は、21大都市災害時相互応援協定幹事都市（連絡担当部局）を通じて、21大都市の長（水道関係の人的応援の場合には、千葉市、相模原市を除く。）に対して要請する（ただし、下水道関係技術系職・技能系職等職員の人的応援の場合には、下水道情報連絡総括都市（大阪市）を通じて、21大都市の長に対して行う。）。

#### (5) 要請に当たり明らかにする事項

- ・被害の状況
- ・必要とする応援職員の職種・資格・能力別人員数
- ・応援場所及び応援場所への経路
- ・必要とする応援職員の応援期間等
- ・その他必要な事項

#### (6) 活動内容

応援職員は、市長（健康福祉局、水道局、下水道局）の指揮下で活動する。

応援職員は、本市の災害応急対策業務（福祉（生活保護、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉）業務、医療保健衛生業務、水道（応急給水、応急復旧）業務、下水道（下水道応急復旧）業務及びその他の業務）を行う。

## 20 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定に基づく自治体からの受援

### (1) 対象自治体の範囲

瀬戸内・海の路ネットワーク共助会員市町村（瀬戸内海沿岸部に所在する20市町村）

### (2) 根拠

- ・災害対策基本法第67条
- ・瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

### (3) 概要

本市の災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の市職員が被災し業務に当たることができない等の理由で、本市の職員のみでは不足する場合に要請する。

市長（市災害対策本部事務局受援班）が、瀬戸内・海の路ネットワーク近畿中国ブロック幹事市町（連絡担当部局）を通じて、瀬戸内・海の路ネットワーク共助会員市町村長に対して要請する。

### (4) 要請に当たり明らかにする事項

- ・災害の状況及び要請理由
- ・必要とする応援職員の職種別人員数、活動内容
- ・応援場所及び応援場所への経路
- ・必要とする応援職員の応援期間等
- ・受入港及び受入港への海上経路
- ・その他必要な事項

**(5) 活動内容**

応援職員は、市長（市災害対策本部事務局）の指揮下で活動する。

応援職員は、災害応急対策（救援・応急復旧等）業務を行う。

**21 災害時相互応援協定書に基づく日南市からの受援****(1) 対象自治体の範囲**

宮崎県日南市

**(2) 根拠**

- ・災害対策基本法第67条
- ・災害時相互応援協定（日南市）

**(3) 概要**

本市の災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の市職員が被災し業務に当たることができない等の理由で、本市の職員のみでは不足する場合に応援を要請する。

市長（市災害対策本部事務局受援班）が、日南市長（危機管理担当部局）に対して要請する。

**(4) 要請に当たり明らかにする事項**

- ・災害の状況
- ・必要とする応援職員の職種別人員数、活動内容
- ・応援場所及び応援場所への経路
- ・必要とする応援職員の応援期間等
- ・その他必要な事項

**(5) 活動内容**

応援職員は、市長（市災害対策本部事務局）の指揮下で活動する。

応援職員は、災害応急対策（救援・応急復旧等）業務を行う。

**22 災害時相互応援協定書に基づく安芸市からの受援****(1) 対象自治体の範囲**

高知県安芸市

**(2) 根拠**

- ・災害対策基本法第67条
- ・災害時相互応援協定（安芸市）

**(3) 概要**

本市の災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の市職員が被災し業務に当たることができない等の理由で、本市の職員のみでは不足する場合に応援を要請する。

市長（市災害対策本部事務局受援班）が、安芸市長（危機管理担当部局）に対して要請する。

**(4) 要請に当たり明らかにする事項**

- ・災害の状況
- ・必要とする応援職員の職種別人員数、活動内容
- ・応援場所及び応援場所への経路
- ・必要とする応援職員の応援期間等
- ・その他必要な事項

**(5) 活動内容**

応援職員は、市長（市災害対策本部事務局）の指揮下で活動する。

応援職員は、災害応急対策（救援・応急復旧等）業務を行う。

**23 関西広域連合構成自治体からの受援**

**(1) 対象自治体の範囲**

大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、和歌山県、奈良県、徳島県、鳥取県、三重県、福井県、大阪市、堺市、神戸市、京都市

**(2) 根拠**

- ・災害対策基本法第74条
- ・関西広域連合・中国地方知事会災害時の相互応援に関する協定

**(3) 概要**

市長（市災害対策本部事務局受援班）が、広島県知事（県災害対策本部事務局）に対し人的受援の要請を依頼する。

広島県知事（県災害対策本部）は、中国ブロック知事会幹事県を通じて、関西連合広域防災局に対して応援を要請する。

関西広域連合構成府県市の人的応援は、被災縣市町村への対口支援方式で実施される。

## 第2節 民間企業等からの人的受援

### 1 指定公共機関・指定地方公共機関

本市が、指定公共機関・指定地方公共機関と締結している協定は、災害時の物資の提供及びサービス（役務）の提供に関する協定である。

しかしながら、災害対策基本法6条に規定する指定公共機関・指定地方公共機関の責務及び本市に所在する指定公共機関・指定地方公共機関の代表は広島市防災会議委員であることに鑑み、本市の災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である又は多数の市職員が被災し出勤できない等の理由で、本市の職員のみでは不足する場合には、次の(1)(2)以外の場合であっても指定公共機関・指定地方公共機関に人的応援の要請を行う。

特に、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の運営にあたっては、指定公共機関である輸送事業者（日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、公益社団法人全日本トラック協会）、指定公共機関である流通事業者（株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンイレブンジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス）、指定地方公共機関である輸送事業者（公益社団法人広島県トラック協会）に対し、人的応援を要請する。この際の人的応援の調整・要請は、市災害対策本部事務局受援班で行う。

#### (1) 公益社団法人日本医師会 J M A T（災害医療チーム）からの受援

##### ア 根拠

- ・災害対策基本法第6条
- ・公益社団法人日本医師会防災業務計画
- ・J M A T要綱（日本医師会通知）

##### イ 概要

本市の市域内の災害急性期以降の医療提供能力が、災害急性期以降の医療需要の増大や医療機関被災による業務継続困難により、相対的に不足している場合に要請の求めを行なう。

市長（健康福祉局）が、広島県知事（県災害対策本部県保健医療調整本部）に対して要請を要求する。

広島県知事（県災害対策本部県保健医療調整本部）は、広島県医師会に対して要請する（他の都道府県医師会への所要の応援要請は日本医師会が実施）。

##### ウ 活動内容

日本医師会 J M A Tは、県災害対策本部（保健医療調整本部）の指揮下で活動する。

日本医師会 J M A Tと健康福祉局保健部等及び市域内医療機関との指揮関係は協同とする。

派遣された各日本医師会 J M A T（医師×1、看護師×2、業務調整員×1基準）は、

主に災害急性期以降における避難所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所支援や円滑な引継ぎ等を行う。

日本医師会 J M A T は、被災地に進出し、活動を開始（D M A T が撤収してから活動を開始）、数週間活動を継続する（同一要員の活動継続は3日から1週間）。

日本医師会 J M A T の要員は、研修を受け、登録された日本医師会医師等で構成される。

## (2) 広島県トラック協会霊柩部会（専門家）からの受援

### ア 根拠

- ・災害対策基本法第6条
- ・災害時遺体安置所維持管理資材等緊急調達・供給協力等協定書（広島市、広島県トラック協会霊柩部会）

### イ 概要

本市の災害応急対策として遺体安置所設置、維持管理等を行うにあたり、専門家の支援が必要な場合に要請を行う。

市長（市災害対策本部事務局）が、広島県トラック協会霊柩部会に対して要請する。

### ウ 活動内容

専門家は、市長（災害対策本部事務局受援班）又は区長（区災害対策本部）の指揮下で活動する。

専門家は、霊柩車の配車業務、遺体の適切な維持管理、遺体安置所の適切な維持管理に関する助言を行う。

## 2 その他の民間企業等

### (1) 医師会医療救護班からの受援

#### ア 根拠

災害時の医療救護活動に関する協定書（広島市、広島市医師会、安佐医師会、安芸地区医師会）

#### イ 概要

本市の災害対応のため救護所等において医療救護活動の実施が必要な場合に要請する。市長（健康福祉局）が、広島市医師会、安佐医師会、安芸地区医師会に対して要請する。

#### ウ 活動内容

医師会医療救護班は、市長（健康福祉局保健部）の指揮下で活動する。

医師会医療救護班は、救護所等で医療救護活動を行う。

## (2) 歯科医師会歯科医療救護班からの受援

### ア 根拠

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（広島市、広島市歯科医師会、安佐歯科医師会、安芸歯科医師会、佐伯歯科医師会）

### イ 概要

本市の災害対応のため救護所等において歯科医療救護活動の実施が必要な場合に要請を行う。

市長（健康福祉局）が、広島市歯科医師会、安佐歯科医師会、安芸歯科医師会、佐伯歯科医師会に対して要請する。

### ウ 活動内容

歯科医師会歯科医療救護班は、市長（健康福祉局保健部）の指揮下で活動する。

歯科医師会歯科医療救護班は、救護所等で歯科医療救護活動を行う。

## (3) 薬剤師会薬剤師班からの受援

### ア 根拠

災害時の医療救護活動に関する協定書（広島市、広島市薬剤師会、安佐薬剤師会、安芸薬剤師会、広島佐伯薬剤師会）

### イ 概要

本市の災害対応のため救護所等において医療救護活動を実施にあたり、調剤・服薬指導・医薬品管理等を行うことが必要な場合に要請する。

市長（健康福祉局）が、広島市薬剤師会、安佐薬剤師会、安芸薬剤師会、広島佐伯薬剤師会に対して要請する。

### ウ 活動内容

薬剤師会薬剤師班は、市長（健康福祉局保健部）の指揮を受ける。

薬剤師会薬剤師班は、救護所等で調剤・服薬指導・医薬品管理等を行う。

## (4) 公益社団法人広島平和文化センターからの受援

### ア 根拠

広島市災害多言語支援センター運営協定書

### イ 概要

本市が災害時の外国人等への支援を円滑に行うため広島市災害多言語支援センターを国際会議場に設置、運営を行うに当たり、要員の支援が必要な場合に要請を行う。

市長（市民局）が、広島平和文化センターに対して要請する。

### ウ 活動内容

応援要員は、市長（市民局）の指揮下で活動する。

応援要員は、広島市災害多言語支援センターにおいて、センターの所要の業務を行う。

### 第3節 災害ボランティア等の人的受援

---

#### 1 災害ボランティアの種類・区分

##### (1) 一般災害ボランティア

特別な専門性を持たず、無償で被災者の支援のために駆けつける個人又は有志団体で、災害対応への経験値は様々である。

一般災害ボランティアは、区災害ボランティアセンターがマッチングした一般的な被災者支援業務を行う。

##### (2) 専門災害ボランティア

看護師、作業療法士、理学療法士、臨床心理士、外国語通訳、社会福祉士、介護福祉士、保育士、弁護士、司法書士、行政書士、土木建築重機操作員、建物応急危険度判定士、宅地応急危険度判定士など、特定の専門知識・技術・技能を生かして無償で被災者支援業務を行う。

個人として活動する場合と、任意団体、法人（営利企業、医療法人、社会福祉法人、宗教法人、公益社団法人、一般社団法人、NPO法人）から派遣された要員として活動する場合がある。

##### (3) 災害等ボランティア団体

災害対応に関し、専門性や得意な活動分野を有し、理念と目的をもって社会問題の解決に取り組むNPO法人のボランティア団体、任意のボランティア団体で、防災や災害時の活動を専門とし、過去の活動経験から災害時の支援のノウハウを有している団体と、保健衛生・医療、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、まちづくりなどを専門とし、これらの専門性を活用できる団体がある。

災害等ボランティア団体は、支援組織として無償で自ら被災者支援業務を行う場合と、中間支援組織として無償で一般災害ボランティア、専門災害ボランティアや災害等ボランティア団体の活動調整・ネットワーク化業務や情報提供・資金物資提供支援業務を行う場合がある。

#### 2 ボランティア受入調整組織

##### (1) 市災害ボランティア本部

市災害ボランティア本部は、市災害ボランティア活動連絡調整会議（市社会福祉協議会を含む）を開催し、設置を決定する。

市災害ボランティア本部は、区災害ボランティアセンター等の開設状況、一般災害ボランティア募集状況、その他必要な情報の発信を行うとともに、各区災害ボランティアセンター等の総合調整を行う。

市災害ボランティア本部は、市民局、市災害ボランティア活動連絡調整会議構成団体、災害等ボランティア団体、県社会福祉協議会、専門ボランティア派遣元の法人・任意団体等の情報交換のため、市災害ボランティア活動連絡調整会議を定期的で開催する。

市災害ボランティア本部は、支援を受ける中間支援組織として、全国規模の災害ボランティア支援団体に対して調整を行う。

## (2) 区災害ボランティアセンター

被災地の所在する区社会福祉協議会は、市災害ボランティア本部、他の社会福祉協議会、自主防災会及び災害等ボランティア団体等の協力を得て、区災害ボランティアセンターを設置し、必要に応じて区災害ボランティアセンターサテライトを設置する。

区災害ボランティアセンターは、区災害ボランティアセンターサテライトを設置した場合も含め、被災者のニーズの収集整理、一般災害ボランティアの受付、被災者ニーズと一般災害ボランティアとのマッチング、一般災害ボランティアへのブリーフィング・資材提供、一般災害ボランティア活動状況の把握整理等を行う。

## 3 一般災害ボランティアからの受援

### (1) 受入調整要領

一般災害ボランティアの受入は、原則として区災害ボランティアセンター（区災害ボランティアセンターサテライトを含む。）で行う。

### (2) 実施業務の一例

- ・被災住家敷地内土砂等撤去
- ・被災住家内清掃・災害廃棄物搬出
- ・みなし仮設住宅（公営住宅を含む）、建設仮設住宅への引越時における家財道具の搬出・搬入の支援

## 4 専門災害ボランティアからの受援

### (1) 受入調整要領

個人として活動する専門災害ボランティアの受入は、原則として区災害ボランティアセンターで行う。

専門災害ボランティアを派遣する任意団体及び法人からの受入調整は、市と任意団体、法人との関係や被災者支援業務の内容に応じ、市災害対策本部事務局受援班、関係する局又は市災害ボランティア本部において行う。

### (2) 実施業務の一例

それぞれの専門性に応じた被災者支援業務を行う。

- ・保健相談支援・健康管理支援
- ・心のケア支援・傾聴活動支援
- ・外国語通訳支援
- ・福祉相談支援
- ・法律相談支援・総合相談支援
- ・被災住家敷地内の土砂等撤去支援・大型災害廃棄物搬出支援
- ・建物応急危険度判定支援・宅地応急危険度判定支援

## 5 支援組織としての災害等ボランティア団体からの受援

### (1) 受入調整要領

支援組織としての災害等ボランティア団体の受入は、市とNPO法人、任意団体との関係や被災者支援業務の内容に応じ、市災害対策本部事務局受援班、関係する局又は市災害ボランティア本部で行う。

### (2) 実施業務の一例

保有する災害時支援のノウハウやそれぞれの保有する専門性に応じた被災者支援業務を行う。

- ・被災住家清掃・土砂等撤去・災害廃棄物搬出等支援

## 6 中間支援組織としての災害等ボランティア団体からの受援

### (1) 受入調整要領

災害時に中間支援組織として支援を受けることができるよう平素から市災害ボランティア活動連絡調整会議構成団体及び全国規模の災害ボランティア支援団体との連携関係を構築する。

その他の災害等ボランティア団体を中間支援組織として受け入れる場合の調整は、直接又は全国規模の災害ボランティア支援団体を通じて市災害ボランティア本部で行う。

### (2) 実施業務

市災害ボランティア本部、区災害ボランティアセンターの運営に参画し、災害等ボランティア団体の活動調整・ネットワーク化業務を行う。

また、市災害ボランティア本部に対し、情報提供・資金物資提供支援業務を行う。

## 第4節 都道府県・市町村等からの人的派遣

---

### 1 人的応援との相違

人的応援は、災害応急対策のために行われるが、人的派遣は、主として災害復旧・災害復興のために行われる。

期間的には発災から短期（3か月程度以内）は応援の枠組、中長期（3か月程度以降）は派遣の枠組で行われる例が多い。

### 2 根拠

- ・ 地方自治法第257条の17（都道府県・市町村職員の場合）
- ・ 災害対策基本法（国等の職員の場合）

### 3 概要

本市の災害復旧・復興実施及び中長期の応急対策実施に伴う人的ニーズが非常に膨大である等の理由で、本市の職員のみでは不足する場合に要請を行う。

市長（市災害対策本部事務局受援班）は、広島県知事（県災害対策本部）及び全国市長会事務局（全国町村長会事務局は全国市長会事務局の斡旋調整に協力）に対して斡旋調整を求める。既に災害対策本部が廃止されている場合には、危機管理室が斡旋調整を要求する。

この斡旋調整結果に基づき、市長（企画総務局人事課）は、派遣元市町村長又は政府各省庁の長等に派遣を要請する。

### 4 活動内容

派遣職員は、本市職員に兼任となり、市長の指揮下で活動する。

派遣職員は、災害復旧・災害復興業務（激甚災害公共施設復旧計画・農林水産業施設復旧計画作成・執行、復興都市計画作成・執行、復興公営住宅建設計画作成・執行等）又は中長期の災害応急対策業務を行う。

### 5 斡旋調整の要求にあたり明らかにする事項

- ・ 派遣の斡旋調整を求める理由
- ・ 必要とする派遣職員の職種別人員数
- ・ 必要とする派遣職員の派遣期間
- ・ 派遣職員の給与その他の勤務条件
- ・ その他必要な事項

## 第3章 物的受援

### 第1節 災害時の救援物資の取得

本章において「救援物資」とは、災害救助法第4条1項2号に規定される「食品」、災害救助法第4条1項1号に規定される「避難所」運営に必要な「消耗性の日用品」、「日用備品」を指し、ペットボトル飲料等は「食品」に含むものとする。

災害時の救援物資取得の要領には、市備蓄救援物資の活用、域内での救援物資調達、国・他の地方自治体等からの救援物資受入（物的受援）があり、災害の規模、域内の被災状況、発災からの時間経過等によって、いずれかの方法により救援物資を取得する。

#### 1 市備蓄救援物資の活用

本市では、市備蓄救援物資は、分散備蓄、集中備蓄、循環備蓄のいずれかにより備蓄されている。

分散備蓄の救援物資は、指定避難所（生活避難場所）等の備蓄倉庫に備蓄されている。

集中備蓄の救援物資は、広島市民球場防災備蓄倉庫、消防局西消防署倉庫、消防局南消防署宇品出張所倉庫、安芸消防団中野分団中央車庫、広島市総合防災センター倉庫に備蓄されている。

循環備蓄の救援物資は、粉ミルク等があり、市立保育園に備蓄されている。

分散備蓄救援物資の活用は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、区長（区災害対策本部）及び指定避難所（生活避難場所）運営本部長が行う。

集中備蓄・循環備蓄救援物資の活用は、市災害対策本部事務局統制・検討班が行う。

集中備蓄・循環備蓄救援物資を活用する場合には、救援物資は備蓄場所から指定避難所（生活避難場所）等に直接輸送し、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）は開設しない。

#### 2 域内での救援物資調達

物的ニーズに対し、備蓄している救援物資では数量が不足する場合や、品目・内容が不足又は不十分である場合には、域内で協定締結事業者又はその他の事業者から救援物資を調達する。

域内での救援物資の調達は、一般的には有効な手段であるが、事業者や流通網に甚大な被害が及ぶような大規模災害の場合には、運用が困難となるおそれがある。

域内での救援物資の調達は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、原則として、区災害対策本部が行う。この際、健康福祉局及び経済観光局が域内での救援物資の調達に協力する。

域内での救援物資の調達を区災害対策本部では行えない場合や市で一括して取得する方が有利な場合には、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により、健康福祉局と経済観光局が協力して行う。

域内での救援物資調達により救援物資を取得した場合には、救援物資は調達先事業者から指定避難所（生活避難場所）に直接輸送し、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）は開設しない。

### 3 国・他の地方自治体等からの救援物資の受援（物的受援）

物的ニーズに対し、事業者や流通網の甚大な被害などにより、域内での救援物資調達では数量が不足する場合や、品目・内容が不十分であるなどの特別な支障が生じた場合には、物的受援の枠組により、救援物資を取得する。

物的受援の枠組による救援物資の取得は、市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）の指示により行う。

国・他の地方自治体等からの救援物資受援（物的受援）により救援物資を取得することを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置するとともに、原則として、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）を開設し、これを經由して、指定避難所（生活避難場所）に輸送する。

市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）は、市災害対策本部事務局受援班の指揮下に、市職員（指揮監督職員（経済観光局・道路交通局から動員））、指定公共機関・指定地方公共機関である輸送事業者、流通事業者、その他の輸送事業者・流通事業者の応援職員（労務借上による）、自衛隊（災害派遣による）等の人員により編成する。

国・他の地方自治体等からの救援物資受援（物的受援）には、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の運営のために、多数の運営人員の手配を市で行わなければならないこと、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）から指定避難所等への輸送手段を市で確保しなければならないこと、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）に提供される救援物資は、通常、プッシュ型救援物資であり、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）において過剰在庫を引き起こしやすいなどの弊害を伴う。このため、域外からの救援物資受入（物的受援）の選択の検討は、市災害対策本部事務局統制・検討班において、必要性を見極め、慎重に行うことが必要である。

### 4 救援物資（食品、避難所運営に必要な消耗性の日用品、日用備品）以外の物資の取得

各局及び各区災害対策本部で使用する物資の取得は、各局及び各区災害対策本部がそれぞれ行う。

応急仮設住宅の入居者等に給与する生活必需品（災害救助法第4条1項3号に規定される「被服、寝具、その他生活必需品」等）の取得は、健康福祉局と経済観光局が協力して行う。協力要領については広島市地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章第6節のフロー図による。

災害救助法第4条1項8号に規定される「学用品」の取得は教育委員会が行う。

公的住宅及び災害救助法第4条1項1号に規定される「応急仮設住宅」施設の提供と一体的に提供する「生活必需品」の取得（健康福祉局の所掌のものを除く。）は都市整備局が行う。

災害救助法第4条1項2号に規定される「飲料水」の取得（食料として取り扱うペットボトル飲料等を除く。）は水道局が行う。

## 第2節 物的受援

### 1 広島県からの救援物資の受援

#### (1) 根拠

災害対策基本法第86条の16

#### (2) 概要

物的ニーズに対し、事業者や流通網の甚大な被害などにより、域内での救援物資調達では数量が不足する場合や、品目・内容が不十分であるなどの特別な支障が生じた場合に要請を行う。

市長（市災害対策本部事務局受援班）が、広島県知事（県災害対策本部事務局）に対して要請する。

広島県は、広島県備蓄救援物資の活用又は国のプッシュ型の救援物資、他の地方自治体等の救援物資の受入により、救援物資を確保する。

広島県の備蓄する救援物資は、広島県防災拠点施設（広島県三原市本郷広島空港内）に備蓄されている。

広島県が国のプッシュ型の救援物資、他の地方自治体等の救援物資を受け入れる場合の県救援物資補給輸送拠点（1次拠点）の開設候補地は、広島県防災拠点施設（広島県三原市本郷広島空港内）である。

原則として、広島県は、本市の物的ニーズに基づき、輸送配布に要する時間経過に伴う物的ニーズの変化予想を加味した上で、広島県側で本市に提供する救援物資の細部の品目、規格、数量を決定（プッシュ型）する。

プッシュ型の場合、広島県は、本市に提供することとなった救援物資を、指定公共機関である輸送事業者（日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、公益社団法人全日本トラック協会）又は指定地方公共機関である輸送事業者（公益社団法人全広島県トラック協会）などの支援を受けて輸送し、本市の開設する市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）に輸送する。

一部の限定した救援物資（例えば、避難所運営に必要な日用備品のうちの一部）のみ受援を受ける場合には、本市側で提供を受ける救援物資の品目、規格、数量を決定（プル型）する。この場合、原則として、県救援物資補給輸送拠点（1次拠点）等から指定避難所（生活避難場所）に直接輸送し、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）は開設しない。

#### (3) 救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の候補地

以下の候補地等の中から、被災状況等を踏まえて最適の場所を選定し、開設する。

- ・広島みなと公園・メッセパシオン等交流施設用地一帯
- ・広島広域公園一帯
- ・東区スポーツセンター・広島市総合屋内プール
- ・安佐北区スポーツセンター

## 2 国からのプッシュ型の救援物資の受援

### (1) 根拠

災害対策基本法第86条の16

### (2) 概要

物的ニーズに対し、事業者や流通網の甚大な被害などにより、域内での救援物資調達では数量が不足する場合や、品目・内容が不十分であるなどの特別な支障が生じた場合には、市長（市災害対策本部事務局受援班）が、広島県知事（県災害対策本部事務局）に要請の要求を行う。

広島県知事（県災害対策本部事務局）は、防災担当大臣（政府非常災害対策本部事務局）に対し要請する。

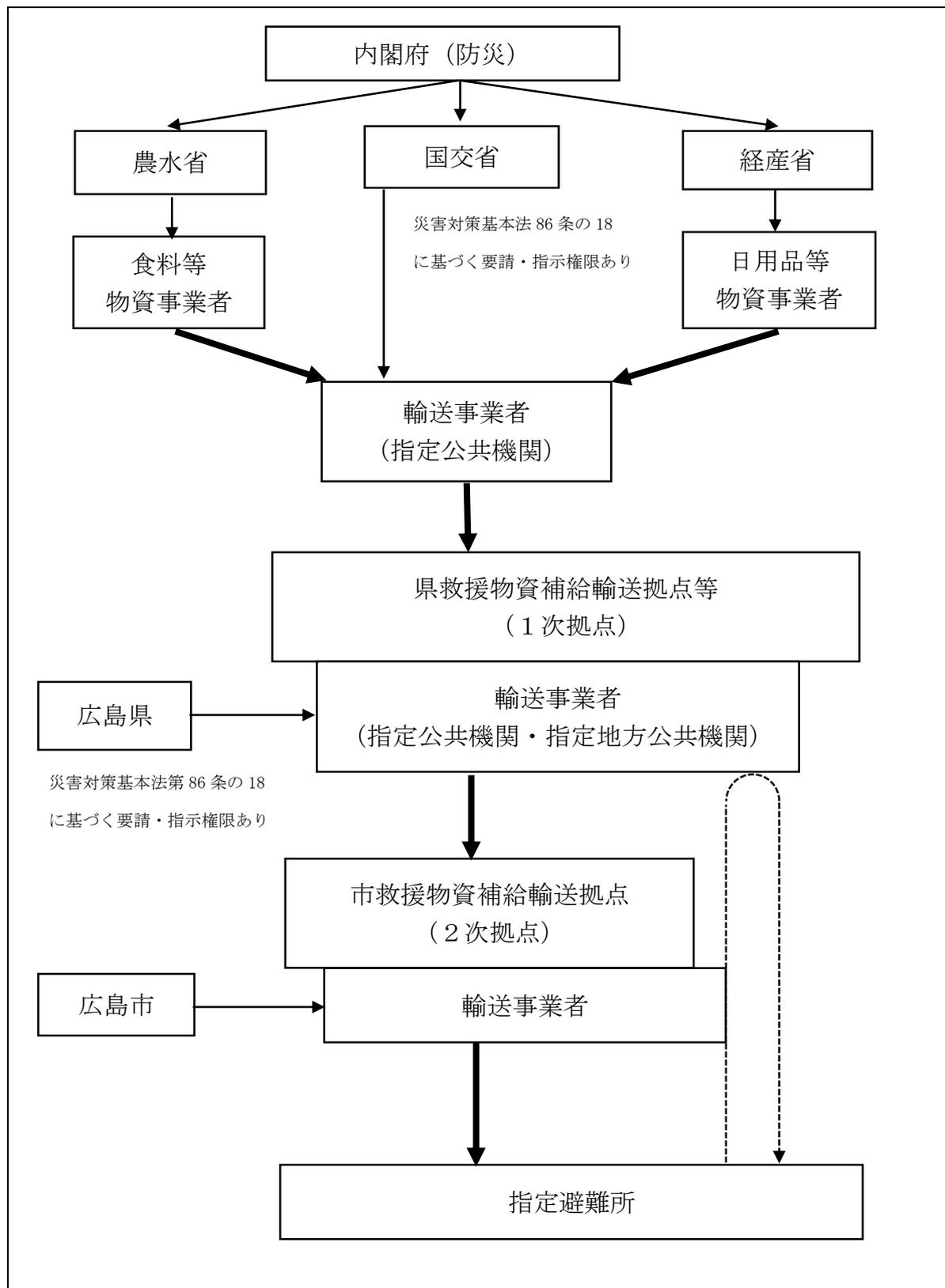
国（内閣府（防災））は、本市の物的ニーズに基づき、輸送・配分に要する時間経過に伴う物的ニーズの変化予想を加味した上で、国（内閣府（防災））側で提供する救援物資の細部の品目・規格・数量を決定（プッシュ型）し、緊急調達により、救援物資を確保する。

確保した救援物資は、国（内閣府（防災））が、指定公共機関である輸送事業者（日本貨物鉄道株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、公益社団法人全日本トラック協会）などにより輸送し、県の開設する県救援物資補給輸送拠点（1次拠点）等に提供する。

広島県が国のプッシュ型の救援物資を受け入れる場合の県救援物資補給輸送拠点（1次拠点）の開設候補地は、広島県防災拠点施設（広島県三原市本郷広島空港内）である。

状況により、広島県は、県救援物資補給輸送拠点（1次拠点）以外に県内に所在する国の地方機関の倉庫等において、国のプッシュ型の救援物資の受入を依頼する場合がある。

(図) 救援物資の流れ (イメージ)



### 3 協定締結市町村等からの救援物資の受援

#### (1) 根拠

災害対策基本法 86 条の 17 及び各協定

#### ア 災害時相互応援協定書（広島県及び広島県内市町）

市長（市災害対策本部事務局受援班）が、広島県知事（県災害対策本部事務局）に対して要請する。

#### イ 中国四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定（中国・四国の県庁所在地市）

市長（市災害対策本部事務局受援班）が、中国四国地区都市防災連絡協議会幹事都市（連絡担当部局）を通じて、中国四国の県庁所在地市長（本市を除く）に対して要請する。

#### ウ 21大都市災害時相互応援に関する協定（東京都及び政令指定都市）

市長（市災害対策本部事務局受援班）が、21大都市災害時相互応援協定幹事都市（連絡担当部局）を通じて、21大都市の長（本市を除く）に対して要請する。

#### エ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定（瀬戸内沿岸部に所在する20市町村）

市長（市災害対策本部事務局受援班）が、瀬戸内・海の路ネットワーク近畿中国ブロック幹事市町（連絡担当部局）を通じて、瀬戸内・海の路ネットワーク共助会員市町村長（本市を除く）に対して要請する。

#### オ 災害時相互応援協定書（日南市）

市長（災害対策本部事務局受援班）が、日南市長（危機管理担当部局）に対して要請する。

#### カ 災害時相互応援協定書（安芸市）

市長（市災害対策本部事務局受援班）が、安芸市長（危機管理担当部局）に対して要請する。

#### (2) 概要

応援側地方自治体は、保有する備蓄救援物資をプッシュ型で本市に提供する。救援物資は、応援側地方自治体の手配した輸送手段により輸送する。

#### (3) 救援物資の流れ

国のプッシュ型の救援物資と同様に、広島県救援物資補給輸送拠点（1次拠点）を経由して、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）に提供を受ける。

東日本大震災や熊本地震などでは、提供された救援物資が、被災都道府県の設置する都道府県救援物資補給輸送拠点（1次拠点）を経由せず、直接に被災市町村の設置する市町村救援物資補給輸送拠点（2次拠点）に運び込まれ、多くの市町村救援物資補給輸送拠点（2次拠点）の機能不全を引き起こした。

## 4 関西広域連合からの救援物資の受援

### (1) 根拠

- ・災害対策基本法第86条の16
- ・関西広域連合・中国地方知事会災害時の相互応援に関する協定

### (2) 概要

広島県知事（広島県災害対策本部）は、中国ブロック知事会幹事県を通じて、関西連合広域防災局に対して応援を要請し、本市は、広島県に対し救援物資の提供を依頼する。

## 5 その他の物的受援（上記以外のもの）

### (1) 協定を締結していない都道府県・市町村からの救援物資の受援

ニーズに対して提供される救援物資が特に不足しており、協定を締結していない都道府県・市町村からの救援物資の提供の申し出があった場合には、協定を締結している都道府県・市町村からの救援物資受入に準じて救援物資の受入を行う。

### (2) 事業者等からの無償の救援物資（一定規模以上のもの）の受援

ニーズに対して提供される救援物資が不足しており、事業者等から無償の救援物資の提供の申し出があった場合には、一定規模以上のものに限り、協定を締結している都道府県・市町村からの救援物資受入に準じて救援物資の受入を行う。

この際、努めて、指定避難所（生活避難場所）への直接輸送を依頼する。

### (3) 個人からの義援物資の受援

個人からの義援物資は、受入れを行わない。また、本市が、個人からの義援物資提供を断っている旨を広報するとともに、義援金など他の支援の方法について呼び掛けを行う。

東日本大震災や熊本地震などでは、個人から提供された義援物資は仕分けが困難で、多くの市町村補給輸送拠点（2次拠点）の機能不全を引き起こした。

### (4) 海外からの救援物資の受援

海外からの救援物資についても、上記(3)と同様の理由から受入れを行わない。また、本市が海外からの救援物資提供を断っている旨を広報する。

## 第4章 本市の受援調整システム

### 第1節 市災害対策本部事務局受援班による受援調整

#### 1 市災害対策本部事務局受援班が受援調整を所掌する受援

##### (1) 人的受援

- ア 被災市区町村応援職員確保システムに基づく他の地方自治体からの受援
- イ 災害時相互応援協定書に基づく広島県・広島県内市町からの受援
- ウ 中国四国地区都市防災連絡協議会災害相互応援協定に基づく自治体からの受援
- エ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定に基づく自治体からの受援
- オ 災害時相互応援協定書に基づく日南市からの受援
- カ 災害時相互応援協定書に基づく安芸市からの受援
- キ 関西連合構成自治体からの受援
- ク 物的受援を受けることを決定した場合の市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）運営要員の確保のための人的受援
- ケ 公益社団法人広島県トラック協会霊柩部会（専門家）からの受援
- コ その他の人的受援
- サ 地方自治法等に基づく人的派遣

##### (2) 物的受援

物的受援を行う場合の受援調整は、すべて市災害対策本部事務局受援班で行う。

- ア 広島県からの救援物資の受援
- イ 国のプッシュ型の救援物資の受援
- ウ 災害時相互応援協定書締結広島県内市町からの救援物資の受援
- エ 中国四国地区都市防災連絡協議会災害相互応援協定締結市からの救援物資の受援
- オ 21大都市災害時相互応援協定締結都市からの救援物資の受援
- カ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援協定締結市町村からの救援物資の受援
- キ 災害時相互応援協定書締結日南市からの救援物資の受援

- ク 災害時相互応援協定締結安芸市からの救援物資の受援
- ケ 協定を締結していない都道府県・市町村からの救援物資の受援
- コ 事業者等からの無償の救援物資（一定規模以上のもの）の受援

## 2 市災害対策本部事務局受援班の設置

市長（市災害対策本部事務局統制・検討班）が、人的・物的受援を受けることを決定した場合には、市災害対策本部事務局に受援班を設置する。

また、市民局長、健康福祉局長、環境局長、下水道局長、消防局長、水道事業管理者が人的受援を受けることを決定し、市長（災害対策本部事務局統制・検討班）に報告した場合にも、市災害対策本部事務局に受援班を設置する。

## 3 市災害対策本部事務局受援班の組織

市災害対策本部事務局受援班は、人的受援の場合には、市災害対策本部事務局統制・検討班、各区担当班の一部の要員をもって編成し、物的受援の場合には、各区担当班の一部の要員及び健康福祉局の要員をもって編成する。

物的受援を決定し、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）を設置する場合、市救援物資補給輸送拠点（2次拠点）は、市災害対策本部事務局受援班の指揮下に設置する。

### 4-1-3 市災害対策本部事務局受援班の組織

## 4 受援対象業務具体的選定要領の一例

### 4-1-4 受援対象業務具体的選定要領（受援班等）の一例

## 第2節 市災害対策本部事務局受援班以外による受援調整

---

### 1 市災害対策本部事務局受援班以外が受援調整を所掌する受援

#### (1) 市災害対策本部事務局統制・検討班

ア 自衛隊災害派遣部隊からの受援

#### (2) 市民局

ア 市災害ボランティア活動連絡調整会議構成団体（市社会福祉協議会を含む）からの受援

#### (3) 健康福祉局

ア D M A Tからの受援

イ 日本赤十字社救護班からの受援

ウ D P A Tからの受援

エ 保健師支援チームからの受援

オ D H E A Tからの受援

カ 21大都市災害時相互応援協定に基づく自治体（福祉系職）からの受援

キ 21大都市災害時相互応援協定に基づく自治体（医療系職）からの受援

ク 医師会 J M A T（災害医療チーム）からの受援

ケ 医師会医療救護班からの受援

コ 歯科医師会歯科医療救護班からの受援

サ 薬剤師会薬剤師班からの受援

#### (4) 環境局

ア 全国都市清掃会議応援隊からの受援

イ D.Waste-Net（専門家）からの受援

#### (5) 下水道局

ア 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）からの受援

イ 21大都市災害時相互応援協定に基づく自治体（下水道技術系・技能系職）からの受援

#### (6) 消防局

ア 県内消防本部等応援隊からの受援

イ 県内応援消防団からの受援

ウ 緊急消防援助隊からの受援

エ 国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）からの受援（人命救助に係る事項）

#### (7) 水道局

ア 日本水道協会応援隊からの受援

イ 21大都市災害時相互応援協定に基づく自治体（千葉市、相模原市を除く）からの受援

#### (8) 各局

ア 民間企業等（各局と密接な関係がある民間企業等の職員）からの受援

イ 専門災害ボランティア（各局と密接な関係がある任意団体・法人）の受援

## 2 受援調整に際しての市災害対策本部事務局受援班等との連携

市民局、健康福祉局、環境局、下水道局、消防局、水道局等は受援調整を実施するに当たり、市災害対策本部事務局受援班（市災害対策本部事務局受援班が未設置の場合は、市災害対策本部事務局統制・検討班）と綿密に連携、情報共有を図る。また、この際、受援班は受援に関する全体の情報を把握・総括する。

## 第5章 人的応援団体・応援者への後方（ロジ）支援

### 1 活動環境確保支援

#### (1) 執務スペース等

人的応援団体の現地本部として活用できる部屋又はスペースを原則として市役所庁舎内（14階会議室等）において提供する。現地本部は、災害マネジメント総括支援員と応援職員の調整会議が実施可能な面積を準備し、可能な範囲で対口支援団体ごとに部屋又はスペースを提供する。

市役所・区役所等庁舎外で執務する人的応援者への事前ブリーフィング等が実施可能な部屋又はスペースを、市役所・区役所又はその他の市有施設内等において確保する。

市役所・区役所等庁舎内で執務する人的応援者が執務可能なスペースを市役所・区役所庁舎内において提供する。

人的応援団体のための駐車スペースを確保する。

#### (2) 資材器材等

人的応援者は、電話・パソコン・インターネット回線・文具等消耗品・装具等を自ら携行することを基本とするが、必要がある場合には可能な範囲で本市が提供する。

### 2 生活環境確保支援

#### (1) 宿泊場所

人的応援者の宿泊場所は、応援側で自ら確保することを基本とするが、必要がある場合には可能な範囲で本市が紹介・斡旋を行う。

被害によりホテル等の確保が困難な場合には、庁舎の一部や公共施設の一部を人的応援者の宿泊場所として提供することを検討する。

#### (2) 食事等

人的応援者の食事・飲料水等は、応援側で自ら確保することを基本とする。

## 1-2-1 「災害対策基本法改正の経緯」

区分	権限義務規定		時期
東日本 大震災 以前	29条（地方自治法 257条の17）	被災都道府県知事・被災市町村長からの政府（指定行政機関等の長）・他の都道府県知事・他の市町村長への災害応急対策・災害復旧のための職員派遣要請権限	
	67条	被災市町村長から他の市町村長への災害応急対策（応急措置に限る）の応援要求権限	
	68条	被災市町村長から都道府県知事への災害応急対策（応急措置に限る）の応援要求権限・代行実施要請権限	
	72条	都道府県知事から市町村長（当該都道府県の区域内）への被災市町村（当該都道府県の区域内に限る）の災害応急対策（応急措置に限る）の応援指示権限	
	74条	被災都道府県知事から他の知事への災害応急対策（応急措置に限る）の応援要求権限	
東日本 大震災 教訓 第1弾 改正	40条	受援・応援を配慮した都道府県地域防災計画作成努力義務	平成24年 6月27日 公布・施行
	42条	受援・応援を配慮した市町村地域防災計画作成努力義務	
	67条	被災市町村長から他の市町村長への災害応急対策（全般）の応援要求権限	
	68条	被災市町村長から都道府県知事への災害応急対策（全般）の応援要求権限・代行実施要請権限	
	72条	都道府県知事から市町村長（当該都道府県の区域内）への被災市町村（当該都道府県の区域内に限る）の災害応急対策（全般）の応援指示権限・応援要求権限	
	74条	被災都道府県知事から他の知事への災害応急対策（全般）の応援要求権限	
	74条の2	被災都道府県知事から内閣総理大臣への災害応急対策（全般）の応援要求権限 内閣総理大臣から都道府県知事への被災都道府県・被災市町村の災害応急対策（全般）の応援要求権限	

区分	権限義務規定		時期
東日本 大震災 教訓 第1弾 改正	86条の16	被災市町村長から都道府県知事への救援物資要請・要求権限	平成24年 6月27日 公布・施行
		被災都道府県知事から政府（指定行政機関等の長）への救援物資要請・要求権限	
	86条の17	政府（指定行政機関等の長）、都道府県知事、市町村長、指定公共機関等の長等への救援物資提供協力努力義務	
東日本 大震災 教訓 第2弾 改正	74条の3	被災都道府県知事から政府（指定行政機関等の長）への災害応急対策（全般）の応援要求権限	平成25年 6月21日 公布・施行
第8次 地方 分権 一括法 改正	72条の2	都道府県知事から市町村長（当該都道府県の区域内）への被災市町村（当該都道府県の区域外）の災害応急対策（全般）の応援要求権限	平成30年 6月27日 公布・施行

## 2-1-3 応援等要請のための連絡事項（緊急消防援助隊）

別記様式 1-2

## 応援等要請のための連絡事項

第 報

平成 年 月 日 時 分

広島県知事 殿

広島市長

緊急援助隊の応援等の要請等に関する要綱4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分			
災害発生場所	広島県 広島市 区			
出動を希望する区域・活動内容				
災害の状況	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート	有・無	被害	有・無・不明

応援等連絡日時	平成 年 月 日 時 分				
必要とする応援隊 (○又は 隊数を記入)	出動可能な全隊		特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			(N災害対応小隊)	
	指揮隊			(B災害対応小隊)	
	消火小隊			(C災害対応小隊)	
	救助小隊		大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊		密閉空間等対応小隊		
	後方支援小隊		特殊 装備 小隊	遠距離大量送水小隊	
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊	
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊	
	水上小隊			水難救助小隊	
その他参考となるべき事項					

〈連絡責任者〉

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

応援等が必要な場合には電話により直ちに行うこと。

2-1-6 自衛隊災害派遣要請要求書

年 月 日

広島県知事 ○○ ○○ 様

広島市長 ○○ ○○

自衛隊の災害派遣要請の求めについて

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を求めます。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(○○○○の発生)

(死者○名・重症○名、住家全壊○棟・半壊○棟・床上浸水○棟～死者多数(細部不明))

(2) 派遣を要請する事由

(市の消防能力を超える救助所要が発生しているため)

2 派遣を希望する期間

(○日○時から○日まで～速やかに派遣(撤収時期は未定))

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(広島市○区○○○○～広島市○区(細部不明))

(2) 活動内容

(捜索・救助及び給水・医療・物資輸送～当初は捜索・救助(今後追加の可能性あり))

4 その他参考となるべき事項

(現地合同指揮調整所の位置、自衛隊に提供する集結地の位置)

2-1-16 被災市区町村への応援職員派遣協力依頼書

年 月 日

広島県知事 ○○ ○○ 様

広島市長 ○○ ○○

被災市区町村への応援職員派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

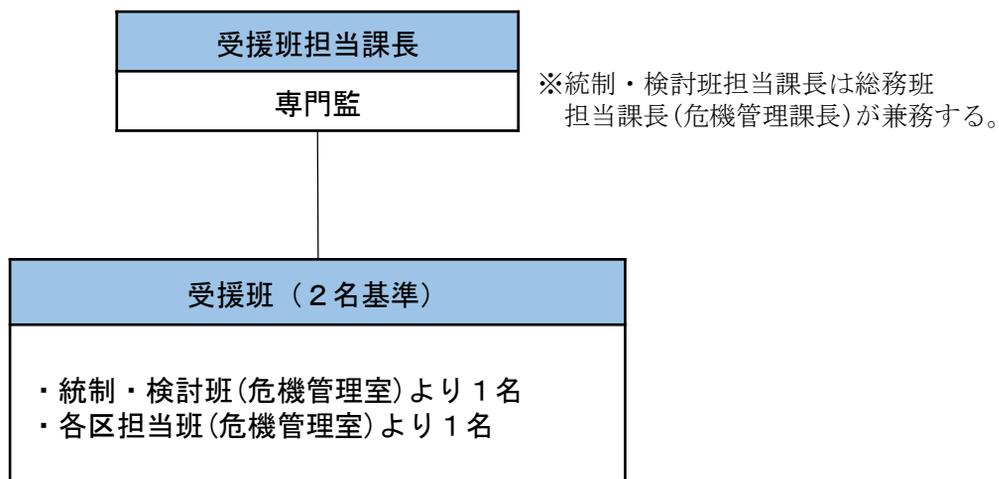
広島市窓口	
部署	
氏名	
電話番号	
E-MAIL	

No.	期間	業務(職種)	人数	業務実施場所	交通手段	特記事項
1						
2						
3						
4						
5						

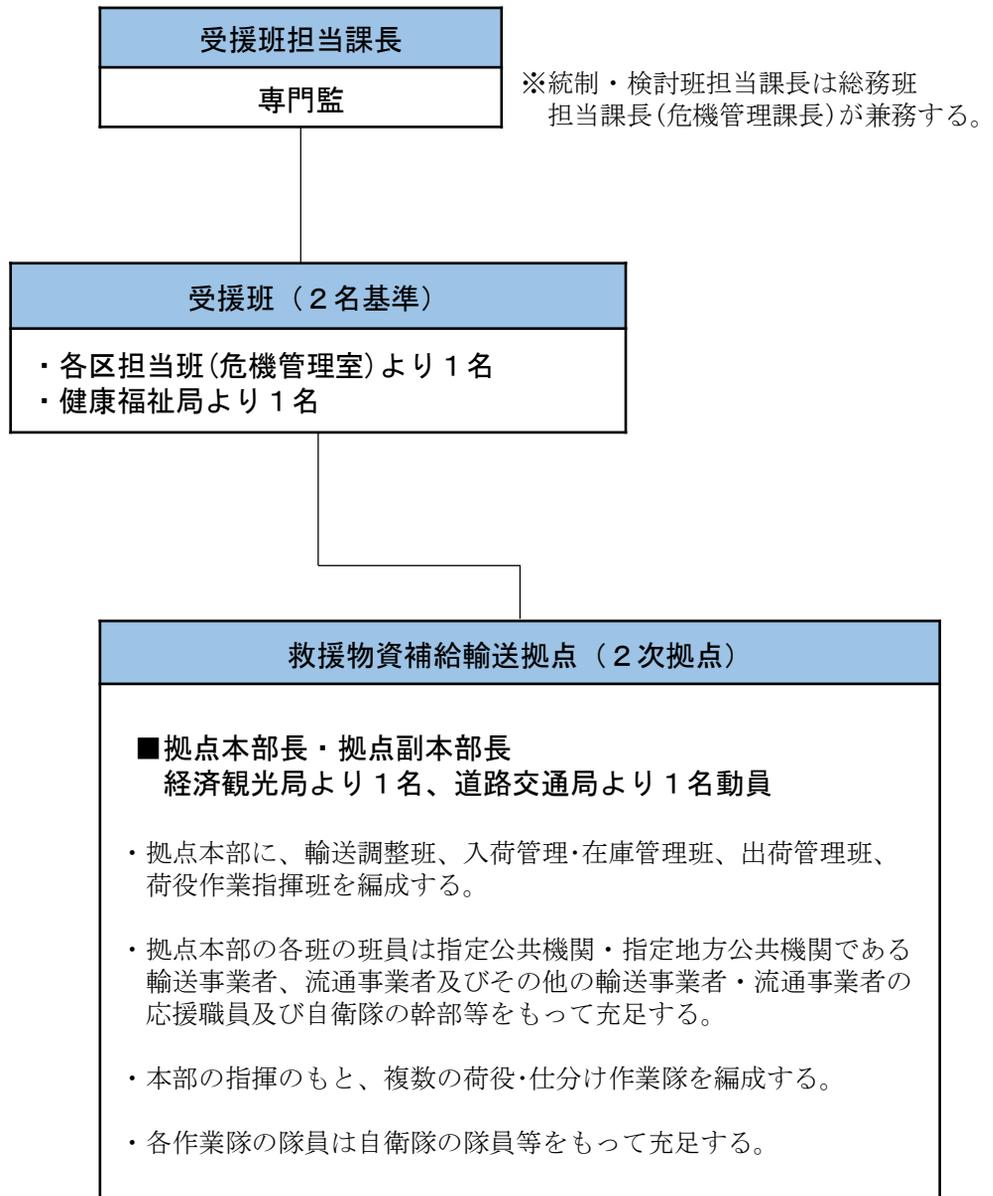
連絡事項

## 4-1-3 市災害対策本部事務局受援班の組織

## 1 人的受援のみの場合

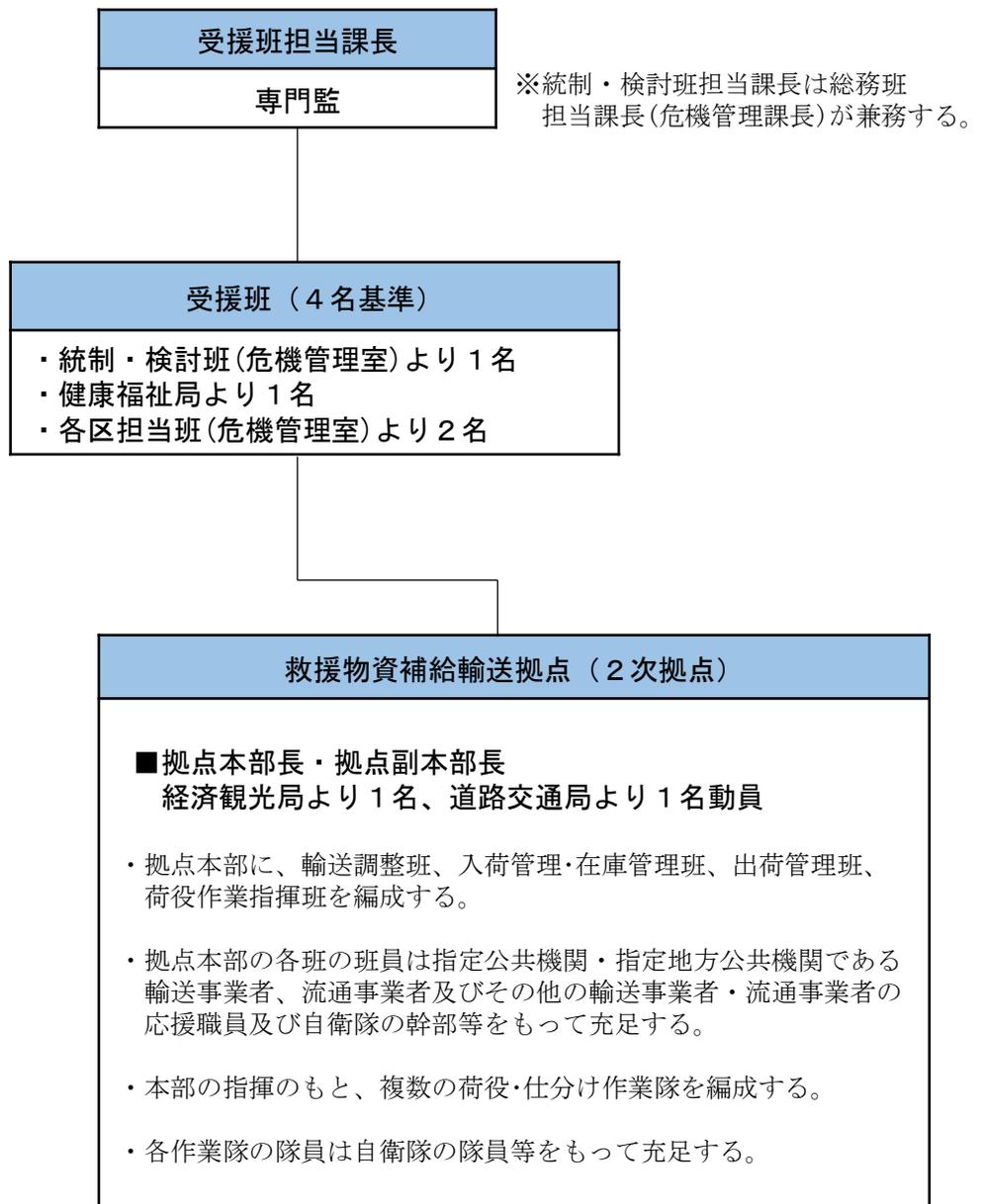


## 2 物的受援のみの場合



※付紙「受援班と救援物資輸送拠点本部の業務分担」

### 3 人的受援・物的受援両方の場合

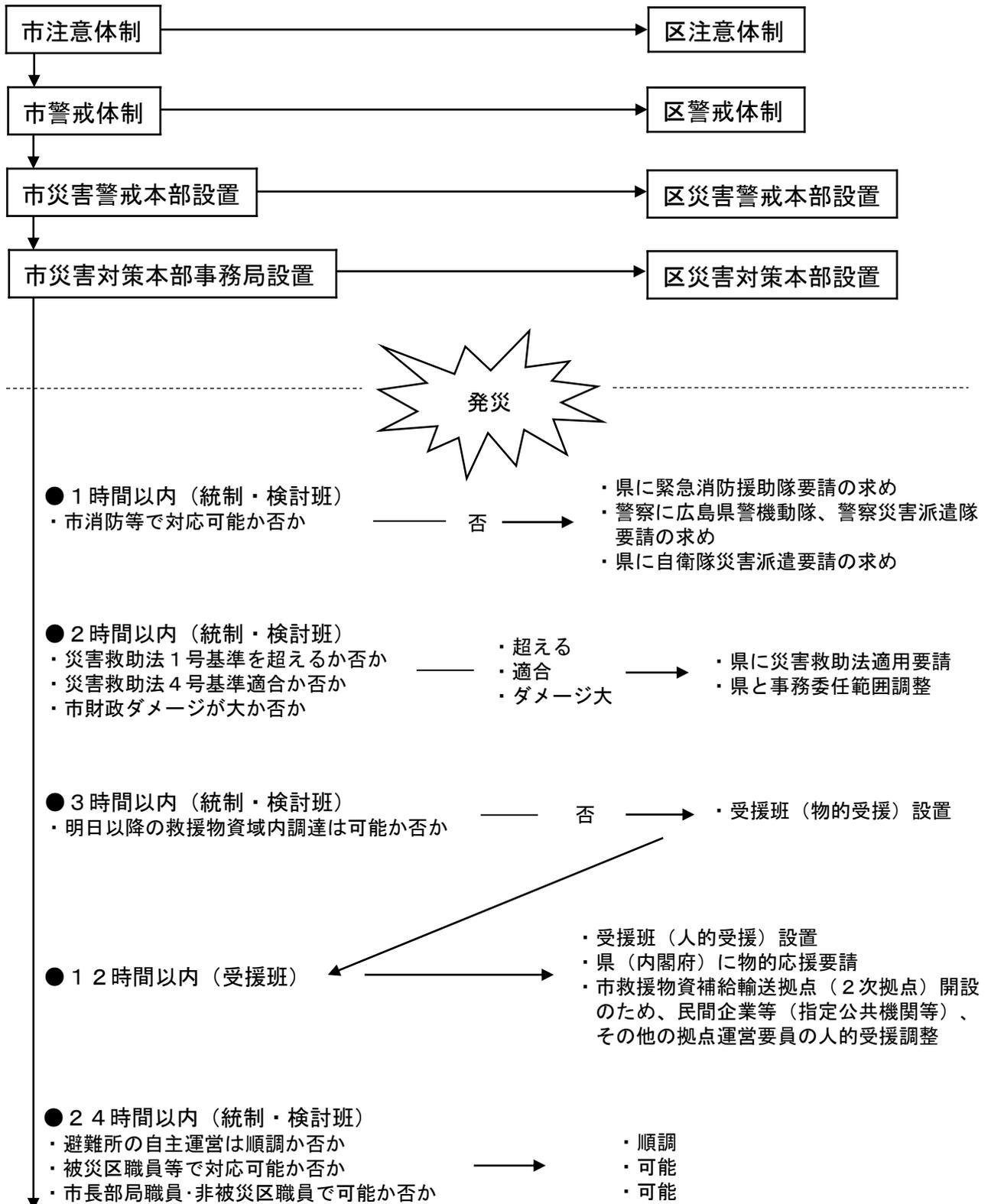


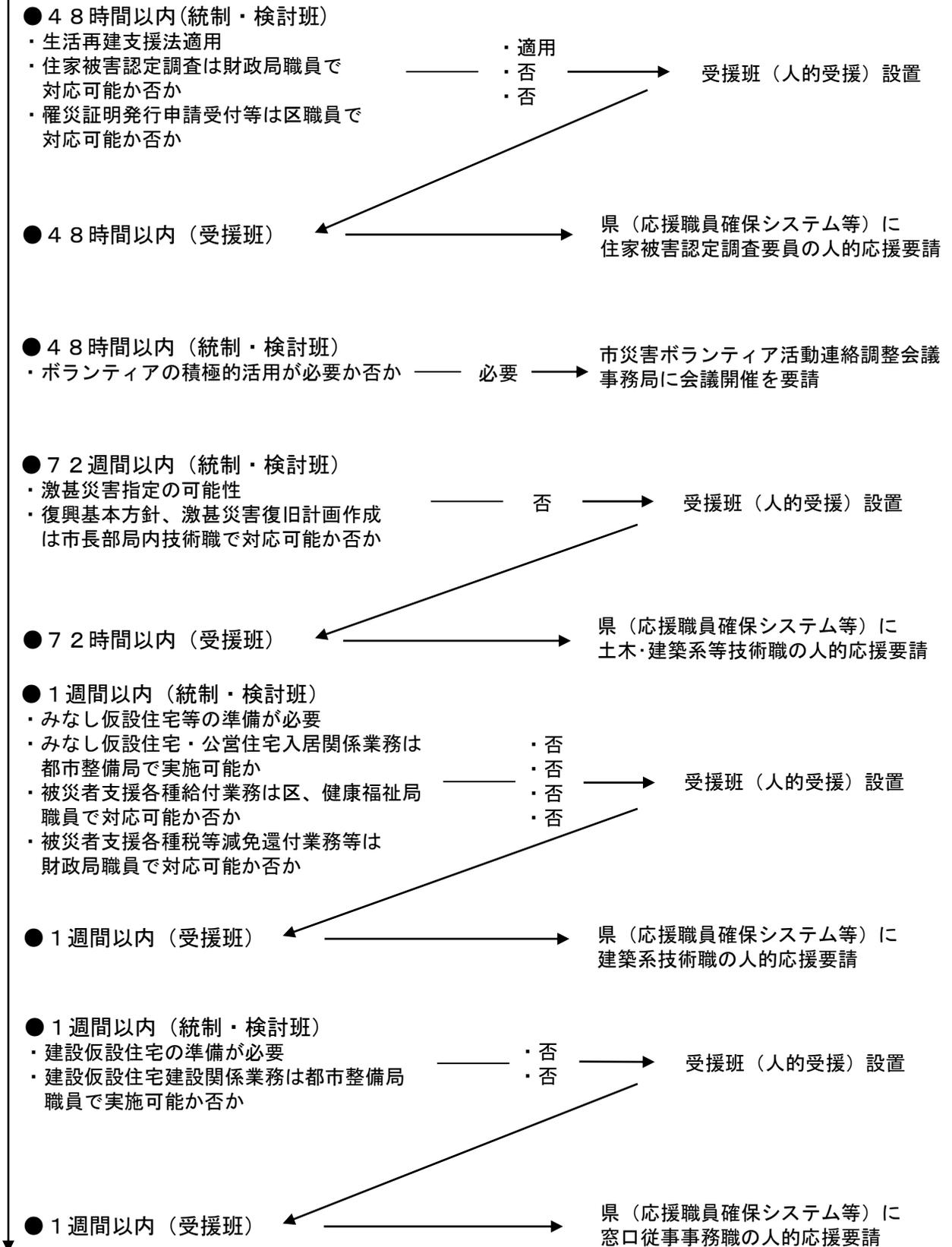
※付紙「受援班と救援物資輸送拠点本部の業務分担」

## 受援班と救援物資輸送拠点本部の業務分担

区分		主な担当業務	
受援班		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物的受援に関する他自治体等との調整</li> <li>・ 拠点の設置・廃止・移転の調整</li> <li>・ 拠点運営要員の確保・増員の調整</li> <li>・ 拠点運営施設・資材の確保の調整</li> </ul>	
救援物資 補給輸送 拠点 (2次拠点)	拠点 本部	本部長・副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点運営の統括</li> </ul>
		入荷管理・在庫管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県救援物資補給輸送拠点（1次拠点）等との救援物資の入荷の調整</li> <li>・ 救援物資の在庫管理</li> </ul>
		出荷管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定避難所等との救援物資の出荷の調整</li> </ul>
		輸送調整班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送事業者等との出荷救援物資の輸送の調整</li> </ul>
		荷役作業指揮班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荷役・仕分け作業の指揮</li> </ul>
	各 荷役仕分け作業隊		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荷役・仕分け作業の実施</li> </ul>

## 4-1-4 受援対象業務具体的選定要領（受援班等）の一例





※各局等が受援調整を行う枠組における受援対象業務の具体的選定要領については本文を参照